

経営事項審査の申請の時期及び方法等について

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の6第1項の規定に基づき、平成20年1月1日から同年12月31日までの間に行う建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の2第1項の規定による経営事項審査（経営状況の審査を除く。）の申請の時期及び方法等に関し、必要な事項を次のとおり定めたので公示する。

平成19年11月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の時期

(1) 申請の受付日

平成20年1月1日から同年12月31日までの間で、土木監理課発行の平成20年経営事項審査申請要領（以下「申請要領」という。）において定める審査日

(2) 申請の受付時間

午前9時30分から午後3時30分まで（午前11時から午後1時までの間を除く。）

2 申請方法

(1) 経営事項審査の申請は、3の申請書類を申請要領において定める審査場所に持参することにより行う。

(2) (1)の申請をしようとする者は、あらかじめ、1の(1)の申請の受付日のうち希望する日を6の問い合わせ先に電話により申し込むこと。

3 申請書類

(1) 提出書類及び提示書類

申請要領において定める書類

(2) 提出書類の購入先

購入先	所在地	電話番号
(社)香川県建設業協会	高松市磨屋町6番地4	087-851-7919
〃 長尾支部	さぬき市長尾東1123番地2	0879-52-2324
〃 小豆支部	小豆郡土庄町上庄1954番地3	0879-62-0588
〃 坂出支部	坂出市久米町1丁目14番14号	0877-46-5709
〃 善通寺支部	善通寺市与北町189番地	0877-62-1390
〃 西讃支部	観音寺市南町5丁目2番39号	0875-25-3439

(3) 申請要領の交付先

交付先	所在地	電話番号
香川県土木部土木監理課	高松市番町4丁目1番10号	087-832-3507
長尾土木事務所総務課	さぬき市長尾東1538番地1	0879-52-2585
小豆総合事務所総務課	小豆郡土庄町湊崎甲2079番地5	0879-62-1333
高松土木事務所総務課	高松市多肥上町1251番地1	087-889-8901
中讃土木事務所総務課	坂出市江尻町1355番地	0877-46-3178
西讃土木事務所総務課	観音寺市坂本町7丁目3番18号	0875-25-1001

4 審査手数料

(1) 手数料

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）で定める額

(2) 納付方法

香川県証紙を県証紙貼付書にはり付けて納付すること。

5 審査結果の通知

経営事項審査の結果は、申請書、添付書類等に不備がある場合を除き、審査が終了した日からおおむね2月後までに、結果通知書を郵送することにより、申請者に通知する。

6 問い合わせ先

香川県土木部土木監理課契約・建設業グループ

高松市番町4丁目1番10号

電話番号087 832 3507